

## 第24 完成検査前検査

第24 完成検査前検査（法第11条の2第1項）

- 1 溶接部及び基礎・地盤検査については、許可内容どおり施工、完成され、それぞれの工事工程ごとに法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。
- 2 水張又は水圧検査については、漏れ、変形がないこと。ただし、危政令第8条の2の2による場合は、法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。
- 3 海外で製作された装置等で危政令第9条第1項第20号のタンクに該当し、かつ、取り付け状態等から水張検査及び水圧検査が困難な場合は、当該完成検査前検査の申請書に、海外の公正かつ中立な検査機関の検査報告書を添付させ、当該添付図書との相違を確認することをもって、完成検査前検査に代えることができる。この場合も法第10条第4項の基準については適合していること。

海外における検査機関の例

- Lloyd's Register (ロイズ・レジスター [イギリス])
- Germanischer Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド [ドイツ])
- UL (ユー・エル [アメリカ]) [Underwriters Laboratories] :nc.)
- SGS (エス・ジー・エス [スイス]) (Societe Generale de Surveillance)
- TUV (テュフ [ドイツ]) (Technischer Überwachungs-Verein Rheinland E. V. ラインラント技術検査協会)
- BV (ビューロ・ベリタス [フランス]) (Bureau Veritas)